

介護保険サービス事業者に対する行政処分について

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に対し、平成 27 年 2 月 23 日付で次のとおり介護保険法（以下「法」という。）に基づく指定の一部効力停止処分を行いました。

1 事業者（開設者）の状況

- (1) 事業者（開設者） 株式会社 安泰（代表取締役 新妻 泰志）
- (2) 事業者所在地 いわき市常磐関船町上関 23 番地の 1
- (3) 対象事業所 指定通所介護 デイサービス喜雲館
指定介護予防通所介護 デイサービス喜雲館
- (4) 対象事業所所在地 いわき市常磐湯本町日渡 117 番地の 4

2 処分の通知年月日 平成 27 年 2 月 23 日

3 処分の内容

指定の効力の一部停止（介護報酬請求の上限 7 割 3 か月）
（3 か月間、上記対象事業所における介護報酬を 30%減額する。）

4 効力の一部停止期間

平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日まで

5 処分の理由

（不正の手段による指定：法第 77 条第 1 項第 9 号、法第 115 条の 9 第 1 項第 8 号）
（人員基準違反：法第 77 条第 1 項第 3 号、法第 115 条の 9 第 1 項第 2 号）

- (1) 事業者は、平成 26 年 2 月 5 日、いわき市に対象事業所の指定申請を行った際、生活相談員として勤務することを予定していた職員が、その後、勤務できない状況に至ったことを知りながら、平成 26 年 3 月 1 日付対象事業所の指定を受けた。
- (2) 事業者は、指定を受けた平成 26 年 3 月 1 日以降も、生活相談員を配置していない状態で運営していた。
以上の状況が、平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日まで継続していた。